

0000-1021  
00001

1 昭和42年5月2日 火曜日

鳥取県公報

第3830号

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 規則

鳥取県規則第二十六号  
鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則  
昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、  
當日が休日になると翌日)

## 鳥取県規則第二十六号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を  
次のように改正する。

別表の一の一の(26)を次のように改める。

(26) 鳥取県子牛生産検査条例(昭和四十二年三月鳥取県条例第五号)第八条第一項の規定に基づく手数料

## 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告示

### 鳥取県告示第三百一号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三号)第二十二条の五  
第四項において準用する同規則第二十二条第二項の規定に基づき、小売販  
売業者甲臨時登録申請書を審査した結果適当と認めたので、同規則同条同  
項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

- ◆規 則 鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 小売販売業者甲臨時登録申請書の認可
- ◆家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施
- ◆魚市場の登録
- ◆土地配分計画の作成
- ◆土地改良区の定款の変更の認可
- ◆土地改良区の役員の就退任
- ◆土地改良区の精算人の就任
- ◆道路交通法による聴聞の実施
- ◆公 告 甲種火薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安  
責任者試験の実施
- ◆昭和四十二年二級建築士試験の実施

西 本 兼 松 住 所  
鳥取市下味野一九一番地の一六

所

別表

## 結核病検査及びブルセラ病検査

寄畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査及びふそ病検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及びみつばちの所有者に對して検査を受けることを命ずる。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

## ふそ病検査

実施期日	実施区域	実施場所	
		第一次	第二次
五月十五日	五月十八日	東伯町	岩船、平和検診場
"	"	大榮町	徳昌 "
五月十九日	五月二十二日	関金町	真の原、新興、鳥取県立農業經營大学校 "

- 一 實施の目的 結核病、ブルセラ病及びふそ病予防のため  
 二 實施の区域 別表のとおり  
 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

## 1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育されている雌牛及びこれら  
 の牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び  
 分べん前後一月以内のものを除く。

## 2 ふそ病検査

みつばち

## 3 実施の期日 別表のとおり

## 4 検査の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応

2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法

3 ふそ病検査 肉眼的検査及び細菌学的検査

五月二十日	五月十一日	倉吉市	田内養こう場
五月十一日	五月十二日	東郷町	長和田 "
五月十三日	五月十五日	三朝町	砂原、今泉
五月十五日	五月十六日	赤崎町	福吉、坂本
五月十七日	五月十八日	東伯町	坂上、竹内
五月十九日	五月十九日	北条町	櫻下
五月二十日	五月二十日	東伯町	下神、国坂
五月二十三日	五月二十三日	関金町	法万
			仙隱、関金
		明高	"

## 鳥取県告示第三百三号

昭和四十二年三月鳥取県告示第二百十二号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のとおり改正する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

「岡山県、兵庫県、神奈川県、宮崎県」を「岡山県、兵庫県、神奈川県、宮崎県、愛知県」に改める。

鳥取県魚市場条例（昭和二十五年四月鳥取県条例第九号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり魚市場の登録をしたので同条例第十四条の規定により告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請者の住所及び氏名  
倉吉市上井町五反田三三八番地

上井水産株式会社

代表取締役 藤 井 庫 光

二 市場の名称  
上井水産魚市場

三 市場の所在地  
倉吉市上井町五反田三三八番地

四 市場の登録番号  
第十四号

五 市場の登録の期間  
昭和四十二年四月二十七日から

昭和四十七年四月二十六日まで

## 鳥取県告示第三百五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

区分	地区名	所 在 地		团	体	摘要	要
		郡	町				
土地	大平原	西伯					
"	日野	岸本					
"	溝口	清原					
	上野		大字	预定壳渡	预定壳渡		
一 口		一 口	一 口	面	面		
二九、二九五	二九、二九五	一七、七二一	一平、メ五八四トル	预定壳渡	预定壳渡		
			道路敷地	地目			

## 鳥取県告示第三百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、淀江白浜土地改良区の定款の変更を昭和四十二年四月十九日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

監事 鳥山仙太郎

東伯郡羽合町大字橋津一五八番地

## 鳥取県告示第三百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、箕輪屋土地改良区の定款の変更を昭和四十二年四月二十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

理事 沢田一夫  
米沢幸美

鳥取市江津

昭和四十二年三月二十二日第七回通常総代会において補欠選挙の結果当选し三月二十三日就任 任期は前任者の残期間  
江津土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	澤田一夫	米沢幸美
監事	山根徳治	
魚崎保幸	中豊治	
松下頼藏	山村	
米洋	田中	
山穂	下穂	
監事	沢田一夫	米沢幸美

任期満了に伴い退任

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区からそれぞれ役員が就任し、又は退任し、た旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

羽合砂丘土地改良区  
退任した役員の氏名及び住所

就任した役員の氏名及び住所

就任	任期二年
福守土地改良区	退任した役員の氏名及び住所
理事	山脇 幸太郎
倉吉市不入岡	辞任に伴い退任
鳥取県告示第三百九号	土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事  
石破二

下市駅南土地改良区

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 藤田伊三郎  
齊尾二郎  
森田健一

西伯郡中山町大字住吉一二七番地の五  
下市八六  
上市一〇  
四七  
塩津八八六  
九八  
殿河内四六九  
三九八  
岡五九五  
下甲三二一  
岡五一  
高橋二三八  
住吉五一〇  
米子市道笑町一丁目一〇二  
西伯郡中山町大字下市一三五番地の二  
岡五九〇

渡辺勇  
山本儀男  
鹿島喜三郎  
高塚典正  
林原重美  
高口若光  
辻敏治  
大西清信  
福留信男  
井上登  
長田登  
天島清治  
谷野僕市  
川均

監事  
タタタタタタタタタタタタタタタタタタ  
藤田伊三郎  
齊尾二郎  
上市一〇  
四七  
塩津八八六  
九八  
殿河内四六九  
三九八  
岡五九五  
下甲三二一  
岡五一  
高橋二三八  
住吉五一〇  
米子市道笑町一丁目一〇二  
西伯郡中山町大字下市一三五番地の二  
岡五九〇

四月一日就任 任期三年

昭和四十二年三月三十一日第一回通常総会において総選挙の結果当選し

## 鳥取県告示第三百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十五項の規定に基づき、次の土地改良区から清算人が就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県知事 石破二朗

## 大高村尾高土地改良区

就任した清算人の氏名及び住所

理事	後藤 績	西伯郡伯仙町大字尾高一七五〇番地 一七三四
富田	船田 健	下郷八六

昭和四十一年六月二十七日解散命令に伴い昭和四十二年二月二十日就任  
任期は精算結了まで

00007

## 公安委員会告示

## 鳥取県公安委員会告示第二十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二日

鳥取県公安委員長 沢 住 辰 藏

## 一 聽聞の期日及び場所

昭和四十二年五月十日午前九時三十分から

米子市糀町 米子警察署会議室

## 二 聽聞当事者の住所及び氏名

米子市明治町五八

米子市道笑町三丁目四二

米子市朝日町六二の二

米子市八幡四六六の一

米子市中島八五の一

米子市彦名町八区五九四六

米子市兼久一三一

米子市茶町三

米子市河崎三八四

米子市角盤町三丁目一〇五

米子市東福原二九六

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

## 鳥取県公安委員会告示第二十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第一百四条第一項の規定に基づき、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十二年五月二日

30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
西伯郡西伯町大字福成二四〇六	西伯郡会見町大字宮前一八五	西伯郡中山町大字下市一三五の二	西伯郡中山町大字下市四四〇	西伯郡中山町大字下市一三五の二	西伯郡西伯町大字福成二四〇六	西伯郡中山町大字下市七八	西伯郡中山町大字下市四四〇	境港市外江町三四三の九	境港市外江町一二〇二	境港市新屋四二二の二	境港市栄町四五	境港市新屋四二二の二	米子市立町四丁目一八八	米子市上福原一一〇	米子市角盤町三丁目一の二	米子市富士見町五三	米子市東福原一一二〇
東伯郡東伯町大字八橋三三六	西伯郡岸本町大字大殿一四六四	西伯郡名和町大字押平一六七	島崎坂	天井	吉田	足井	足井	浜田	田中	田中	田中	田中	立井	立井	立井	立井	立井
			島	山	吉	天	吉	天	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉	吉
			崎	重	田	加	田	田	田	田	田	田	立	立	立	立	立
			本	尾	中	井	中	中	中	中	中	中	庸	庸	庸	庸	庸
			本	島	上	吉	上	上	上	上	上	上	義	義	義	義	義
			茂	虎	秋	天	秋	秋	秋	秋	秋	秋	則	則	則	則	則
			洋	清	子	井	子	子	子	子	子	子	則	則	則	則	則
			弘	澄	三	坂	三	三	三	三	三	三	正	正	正	正	正
			彦	時	二	島	二	二	二	二	二	二	券	券	券	券	券
			治	澄	熊	龟	熊	熊	熊	熊	熊	熊	克	克	克	克	克
			義	勉	勉	井	勉	勉	勉	勉	勉	勉	則	則	則	則	則
			公	勤	勤	吉	勤	勤	勤	勤	勤	勤	章	章	章	章	章
			安	助	助	天	助	助	助	助	助	助	勝	勝	勝	勝	勝
			信	助	助	吉	助	助	助	助	助	助	計	計	計	計	計
			俊	之	之	天	之	之	之	之	之	之	隆	隆	隆	隆	隆
			勝	助	助	吉	助	助	助	助	助	助	則	則	則	則	則
			忠	富	富	吉	富	富	富	富	富	富	則	則	則	則	則
			喜	皓	皓	吉	皓	皓	皓	皓	皓	皓	則	則	則	則	則
			代	博	博	吉	博	博	博	博	博	博	則	則	則	則	則
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
昭	久	一	久	文	久	一	久	一	久	一	久	一	正	正	正	正	正
一	絃	明	信	俊	信	俊	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義	義
紘	明	勝	忠	俊	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	久	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
紘	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
絃	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則
竝	明	勝	忠	健	勝	忠	弘	洋	茂	洋	茂	洋	則	則	則	則	則



00000

## 公

## 告

火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）別表第15の  
様式によること。

火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第31条第3項に規定する甲種火

薬類取扱保安責任者試験及び乙種火薬類取扱保安責任者試験を次のとおり

実施する。

昭和42年5月2日

鳥取県知事 石 破 二 朗

4 受験手数料及びその納付方法  
(1) 受験手数料 700円

(2) 納付方法  
(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の箇  
所にはりつけること。この場合、消印をしないこと。

5 受験願書受付期間  
昭和42年5月1日から昭和42年5月20日まで

6 受 験 票  
受験票は受験願書を受け付けた場合にのみ交付する。

## 火薬類取締法施行規則別表第16の様式によること。

イ 一般火薬学

ア 面接による人物試験

2 試験の日時及び場所

(1) 試験の日時 昭和42年6月11日（日曜日）

午前9時30分から正午まで  
(2) 試験の場所 鳥取市及び米子市

3 受験手続

次の書類を鳥取県商工労働部商工指導課に提出すること。

(1) 受験願書

1 試験期日 昭和42年7月29日（土）30日（日）

鳥取県知事 石 破 二 朗

9 日曜火曜日

昭和42年5月2日

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による昭和42年二級建  
築士試験を次のとおり実施する。

昭和42年5月2日

鳥取県知事 石 破 二 朗

9

00010

10

第3830号

昭和42年5月2日 火曜日 報公県取鳥

2 試験場所

鳥取市東町2丁目

鳥取県立鳥取西高等学校

3 受験申込期日 昭和42年5月20日から5月31日まで

4 試験科目

(1) 建築設計製図 (4) 建築施工

(2) 建築計画 (5) 建築法規

(3) 建築構造

5 その他の

詳細については、鳥取県土木部建築課又は鳥取県各土木出張所（鳥取  
土木出張所を除く。）に問い合わせてください。